

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成28年4月1日
(第22期) 至 平成29年3月31日

デジタルアーツ株式会社

(E05303)

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	主要な経営指標等の推移	1
2	沿革	3
3	事業の内容	4
4	関係会社の状況	6
5	従業員の状況	6
第2	事業の状況	7
1	業績等の概要	7
2	生産、受注及び販売の状況	9
3	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	10
4	事業等のリスク	11
5	経営上の重要な契約等	14
6	研究開発活動	14
7	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	14
第3	設備の状況	15
1	設備投資等の概要	15
2	主要な設備の状況	15
3	設備の新設、除却等の計画	16
第4	提出会社の状況	17
1	株式等の状況	17
(1)	株式の総数等	17
(2)	新株予約権等の状況	17
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	28
(4)	ライツプランの内容	28
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移	29
(6)	所有者別状況	29
(7)	大株主の状況	30
(8)	議決権の状況	32
(9)	ストックオプション制度の内容	33
2	自己株式の取得等の状況	39
3	配当政策	40
4	株価の推移	40
5	役員の状況	41
6	コーポレート・ガバナンスの状況等	44
第5	経理の状況	50
1	連結財務諸表等	51
(1)	連結財務諸表	51
(2)	その他	77
2	財務諸表等	78
(1)	財務諸表	78
(2)	主な資産及び負債の内容	87
(3)	その他	87
第6	提出会社の株式事務の概要	88
第7	提出会社の参考情報	89
1	提出会社の親会社等の情報	89
2	その他の参考情報	89
第二部	提出会社の保証会社等の情報	90

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月26日
【事業年度】	第22期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
【会社名】	デジタルアーツ株式会社
【英訳名】	Digital Arts Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 道具 登志夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【電話番号】	03-5220-1160（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 赤澤 栄信
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【電話番号】	03-5220-6045
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 赤澤 栄信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (千円)	2,906,808	3,027,296	3,402,691	4,000,620	5,058,685
経常利益 (千円)	726,149	659,606	910,268	994,311	1,811,279
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	444,265	399,551	531,292	545,983	1,125,043
包括利益 (千円)	444,265	399,551	541,796	536,688	1,127,741
純資産額 (千円)	3,568,231	3,876,498	4,297,919	4,642,033	5,270,339
総資産額 (千円)	4,562,743	4,873,387	5,749,229	6,133,859	7,380,958
1株当たり純資産額 (円)	249.48	272.98	303.40	329.03	375.07
1株当たり当期純利益金額 (円)	32.17	28.81	38.27	39.26	80.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	32.15	28.74	38.19	39.14	80.68
自己資本比率 (%)	75.6	77.8	73.3	74.7	70.2
自己資本利益率 (%)	13.6	11.0	13.3	12.4	23.0
株価収益率 (倍)	25.18	32.84	31.04	62.35	37.63
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	820,553	817,019	1,355,392	1,027,287	2,012,282
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△558,302	△645,731	△848,019	△441,185	△671,798
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△97,493	△85,452	△119,893	△187,807	△503,262
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,570,777	1,656,613	2,074,381	2,443,875	3,298,836
従業員数 (名)	174	178	179	192	194
(外、平均臨時雇用者数)	(25)	(23)	(20)	(25)	(30)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数欄の()書きは、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。

3 平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (千円)	2,844,718	2,960,668	3,395,851	4,018,839	5,104,469
経常利益 (千円)	699,032	639,157	926,126	1,328,681	2,056,138
当期純利益 (千円)	427,580	388,560	573,978	840,586	1,339,017
資本金 (千円)	713,590	713,590	713,590	713,590	713,590
発行済株式総数 (株)	141,330	14,133,000	14,133,000	14,133,000	14,133,000
純資産額 (千円)	3,664,569	3,961,845	4,415,447	5,063,459	5,882,583
総資産額 (千円)	4,635,772	5,007,029	5,903,495	6,633,333	7,948,956
1株当たり純資産額 (円)	256.45	279.13	311.86	359.28	420.53
1株当たり配当額 (円)	800	8	14	15	24
(内1株当たり中間配当額) (円)	(300)	(4)	(5)	(7)	(10)
1株当たり当期純利益金額 (円)	30.96	28.02	41.34	60.45	96.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	30.95	27.95	41.26	60.25	96.02
自己資本比率 (%)	76.5	77.4	73.4	75.5	73.1
自己資本利益率 (%)	12.7	10.5	14.0	18.0	24.8
株価収益率 (倍)	26.16	33.76	28.74	40.50	31.62
配当性向 (%)	25.8	28.6	33.9	24.8	24.9
従業員数 (名)	169	173	179	186	186
(外、平均臨時雇用者数)	(24)	(23)	(20)	(25)	(30)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 従業員数欄の()書きは、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。
3 第18期の1株当たり配当額には、東京証券取引所一部指定記念配当200円を含んでおります。
4 第20期の1株当たり配当額には、創立20周年記念配当4円を含んでおります。
5 平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

年月	内容
平成7年6月	インターネット関連アプリケーションソフトの開発販売を主な目的として、東京都港区にデジタルアーツ株式会社（資本金1,000万円）を設立
平成10年8月	国産初のWebフィルタリングソフトを開発、同時に有害情報の収集を開始
平成12年1月	資本金を4,000万円に増資
平成12年1月	本社を港区北青山の佐阿德ビルに移転
平成12年3月	資本金を4億9,100万円に増資
平成12年5月	インターネット・モニタリングサービス「NET iScope」サービス開始
平成14年9月	大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場（現 東京証券取引所JASDAQ（グロース））に上場 資本金を5億5,220万円に増資
平成16年9月	インターネット・モニタリングサービス「NET iScope」の営業を譲渡し、フィルタリングソフト分野に事業を集中
平成16年10月	九州支店開設（現 九州営業所）
平成17年2月	世界22の国と地域で「フィルタリングを含むインターネットアクセス制御に関する特許」が成立 （同特許は、平成29年3月31日現在、世界27の国と地域で取得）
平成17年3月	株式会社アイキューエス（現 連結子会社）の全株式を取得
平成17年10月	本社を千代田区永田町のプルデンシャルタワーに移転
平成18年8月	大阪営業所開設（現 関西営業所）
平成19年11月	名古屋営業所開設（現 中部営業所）
平成20年2月	プライバシーマークを取得
平成21年1月	札幌営業所開設（現 北海道営業所）
平成21年12月	東北営業所開設
平成22年12月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）（現 東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））に市場区分を移行
平成23年4月	米国子会社 Digital Arts America, Inc. 設立 英国子会社 Digital Arts Europe Ltd 設立
平成23年11月	本社を千代田区大手町の大手町ファーストスクエアウエストタワーに移転
平成24年2月	東京証券取引所市場第二部に上場
平成24年5月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）（現 東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））の上場廃止
平成24年6月	米国子会社 Digital Arts Investment, Inc. 設立
平成25年3月	東京証券取引所市場第一部に指定銘柄変更
平成25年5月	ポルキャスト・ジャパン株式会社 設立 米国Polkast LLCと業務提携
平成26年4月	米国子会社 FinalCode, Inc. 設立
平成27年1月	ポルキャスト・ジャパン株式会社を解散 米国Polkast LLCと業務提携解消
平成27年11月	シンガポール子会社 Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. 設立
平成28年2月	英国子会社を FinalCode Europe Limited に商号変更 シンガポール子会社を FinalCode Asia Pacific Pte. Ltd. に商号変更
平成28年4月	デジタルアーツコンサルティング株式会社 設立
平成28年10月	中四国営業所開設

3【事業の内容】

当社グループは、当社および連結子会社5社により構成され、Webセキュリティ、メールセキュリティ、およびファイル暗号化・追跡ソリューションの企画・開発・販売等を主要な事業としております。

[当社と連結子会社の事業における位置付け]

名称	主要な事業内容
当社	インターネットセキュリティ関連ソフトウェアおよびアプライアンス製品の企画・開発・販売
FinalCode, Inc.	「FinalCode」(ファイル暗号化・追跡ソリューション)の開発・販売
FinalCode Asia Pacific Pte. Ltd.	「FinalCode」(ファイル暗号化・追跡ソリューション)の販売
FinalCode Europe Limited	「FinalCode」(ファイル暗号化・追跡ソリューション)の販売
デジタルアーツコンサルティング株式会社	情報セキュリティコンサルティング等
その他1社	

インターネットの世界にはさまざまな情報が際限なく氾濫しております。インターネットを活用することにより、情報収集に対する利便性は飛躍的に高まったものの、インターネットに記載される情報のコントロールや防御方法は未だ確立されておらず、インターネットユーザーが意図せずに問題あるサイトに遭遇する危険性は非常に高くなっております。

また、ビジネスに欠かせないツールである電子メールについても、誤送信対策、膨大なメールの保存と有効活用、迷惑メール対策、Webメールセキュリティ対策など、企業・組織は多くの課題を抱えています。

さらに、組織内部関係者による個人情報情報の漏洩・不正持出し、盗難・紛失・誤送信などの操作ミス、委託先からの漏洩など、重要ファイルに対するセキュリティ対策が急務となっています。

当社グループは、誰もが安心してインターネットを活用できる社会を創るため、上記のような課題・リスクに対応したソフトウェアやソリューションの提供を行っております。

なお、当社グループは、区分すべき事業セグメントが存在しないため報告セグメントはセキュリティ事業単一となっております。

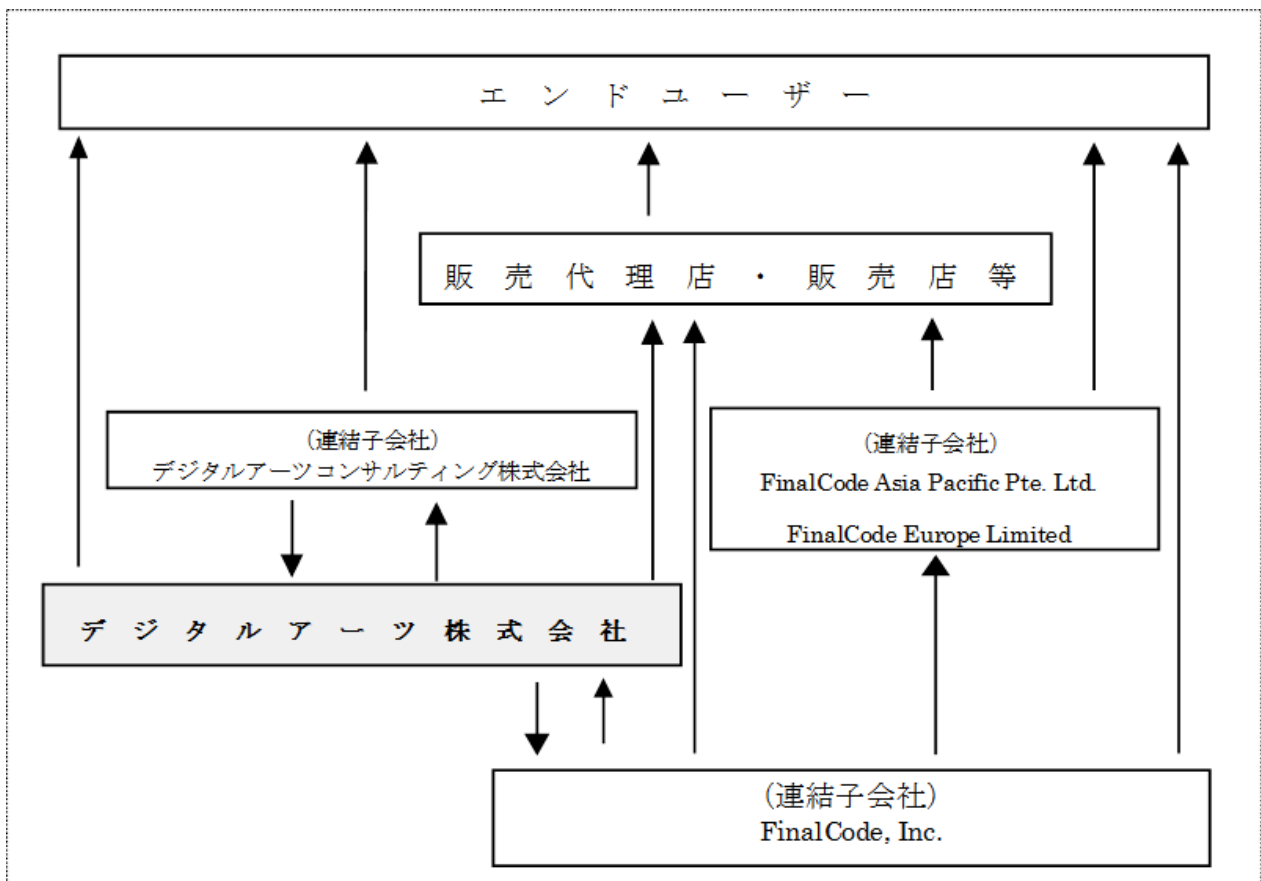
[主要製品]

ユーザー区分	主要製品	会社名
企業向け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「i-FILTER」 (Webセキュリティ) ・ 「m-FILTER」 (メールセキュリティ) ・ 「D-SPA(DigitalArts Secure Proxy Appliance)」 (Webセキュリティ・アプライアンス) ・ 「FinalCode」 (ファイル暗号化・追跡ソリューション) 	当社 FinalCode, Inc. FinalCode Asia Pacific Pte. Ltd. FinalCode Europe Limited
公共向け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「i-FILTER」 (Webセキュリティ) ・ 「m-FILTER」 (メールセキュリティ) ・ 「D-SPA(DigitalArts Secure Proxy Appliance)」 (Webセキュリティ・アプライアンス) ・ 「FinalCode」 (ファイル暗号化・追跡ソリューション) 	当社 FinalCode, Inc. FinalCode Asia Pacific Pte. Ltd. FinalCode Europe Limited
家庭向け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「i-フィルター」 (Webフィルタリングソフト) 	当社

[用語説明]

用語	意味・内容
Webセキュリティ	主として、Webフィルタリング（URLフィルタリング）を通じた情報漏洩対策・標的型攻撃対策のこと。Webフィルタリング（URLフィルタリング）とは、アダルトサイトや薬物・犯罪に関するWebサイトなどのように、職務上または教育上、閲覧することが不適切なインターネット上のWebサイトをフィルタリングし、ユーザーに閲覧させなくする機能。
メールセキュリティ	主として、メールフィルタリング、メールアーカイブ、アンチスパム機能を通じたメール誤送信対策などの情報漏洩対策、全文保存と管理による内部統制推進、スパムメール対策のこと。メールフィルタリングとは、送受信メールの設定により、運用ポリシーの順守を促進し、意図的・偶発的な情報漏洩を防止する機能。
ファイル暗号化・追跡ソリューション	電子ファイルを追跡・リモート制御することができる、パスワードレスの暗号化サービス。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりとなります。



← 販売・サービスの提供

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) FinalCode, Inc.	3031 Tisch Way, Suite 115, San Jose, CA 95128, USA	88	セキュリティ 事業	100.0	役員の兼務 業務の受託 製品の仕入
FinalCode Asia Pacific Pte. Ltd.	8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, SINGAPORE, 038988	47,788	セキュリティ 事業	100.0	役員の兼務 業務の受託
FinalCode Europe Limited	Room 8, Grenville Court, Britwell Road, Burnham, SL1 8DF, UK	23,981	セキュリティ 事業	100.0	役員の兼務 業務の受託
デジタルアーツ コンサルティング 株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目5番1号	70,000	セキュリティ 事業	93.3	役員の兼務 業務の受託
その他1社					

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

区分	従業員数 (名)
セキュリティ事業	194 (30)
合計	194 (30)

- (注) 1 上記従業員数欄の () 書きは臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。
2 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業セグメントがないため、セグメントに係る記載は省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
186 (30)	36.7	5.5	6,909

- (注) 1 上記従業員数欄の () 書きは臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。
2 当社は、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業セグメントがないため、セグメントに係る記載は省略しております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）におけるわが国経済は、政府の積極的な経済政策を背景として雇用情勢は引き続き改善し、企業業績も底堅く推移するなど緩やかな回復基調が続きました。一方で、新興国経済の減速、英国のEU離脱問題、米国新政権の政策の不確実性等に端を発する下振れ懸念もあり、世界経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属するセキュリティ業界におきましては、特定の企業等を狙った標的型攻撃により大規模な個人情報流出が発生するなど、セキュリティ事件・事故がますます深刻化し、情報セキュリティ担当者のみならず、経営層にも情報セキュリティ対策強化の意識が高まっております。また、総務省より「自治体におけるセキュリティ強靱化を図るための指針」が示されたことを受け、各自治体でセキュリティ強化を図る動きが活発化いたしました。

このような状況の中、当社グループは企業向け市場の施策として、相対的に高度なセキュリティ対策を必要とする大規模企業・組織に対して販売活動を強化いたしました。具体的には、国内大規模企業・組織に特化した専門部署を新設したことに加え、大規模導入・グローバルツールとしての活用を検討されるお客様に対して付加価値の高い提案、導入支援を行うためのコンサルティング子会社を設立し、活動を開始いたしました。

また、公共向け市場の施策として、「自治体におけるセキュリティ強靱化を図るための指針」で要求されるセキュリティ水準を満たす製品開発を行い、提供することで大きく売上が拡大しました。

一方、海外につきましては米国拠点FinalCode, Inc.、アジア・太平洋地域の拠点であるFinalCode Asia Pacific Pte. Ltd.において、現地パートナーとの関係構築が進捗し、具体的な販売活動を進めた結果、受注が出始めました。また、欧州拠点であるFinalCode Europe Limitedにおいては、人材採用を中心に活動を行うと共に現地パートナーとの関係構築を進めております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は5,058,685千円（前年同期比126.4%）となりました。また、利益面につきましては国内人件費などの費用増があったものの、売上の増加を主要因として、営業利益は1,824,248千円（前年同期比181.2%）、経常利益は1,811,279千円（前年同期比182.2%）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,125,043千円（前年同期比206.1%）となりました。

各市場の業績は次の通りです。

企業向け市場

企業向け市場におきましては、主力製品である「i-FILTER」「m-FILTER」の販売が順調に推移したことに加え、「FinalCode」の売上が大きく成長いたしました。特定の企業等を狙った標的型攻撃による被害が深刻化し、経営者の情報セキュリティ対策強化に対する意識が高まったことを背景として、昨今の多様で複雑なリスクへの対応を可能とする「i-FILTER」「m-FILTER」の導入が進みました。また、「FinalCode」につきましては、大規模な顧客情報の流失事故が多発する中、前連結会計年度にリリースした、「FinalCode」Ver. 5により実現する全社レベルでの高度なファイルセキュリティが、大量の顧客情報を扱う企業等のニーズを捉え、売上が拡大いたしました。加えて、情報セキュリティ対策強化への意識の高まりから、デジタルアーツコンサルティングにおける受注も順調に推移し、全社売上の成長に貢献いたしました。

以上の結果、企業向け市場の売上高は、2,573,918千円（前年同期比114.9%）となりました。

公共向け市場

公共向け市場におきましては、主力製品である「i-FILTER」「m-FILTER」の販売が大幅に拡大いたしました。総務省が求める自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に関する指針を受け、各市区町村においてはセキュリティ対策向上（「自治体情報システム強靱性向上モデル」）、各都道府県においてはインターネット接続口を集約化し、監視機能を強化（「自治体情報セキュリティクラウド」）する動きが活発化いたしました。このような状況の中、『「i-FILTER」によるWebアクセスの一元化』『「m-FILTER」によるインターネットメールの無害化』が当該指針への対応を進めるお客様のニーズを捉え、売上が拡大いたしました。加えて「FinalCode」につきましては、都道府県庁、市役所、町村役場をはじめとする公共団体が求める要望に対応した「FinalCode 自治体限定版」の導入が順調に推移し、売上が拡大いたしました。

以上の結果、公共向け市場の売上高は、2,125,191千円（前年同期比149.9%）となりました。

家庭向け市場

家庭向け市場におきましては、引き続き携帯電話事業者やMVNO事業者等と連携し、スマートフォン向け「i-フィルター」のモバイル端末版の拡販と協業拡大に努めました。

個人向けパソコンの国内出荷台数は引き続き減少傾向ではあるものの、OEMによる販売、複数年パッケージ製品の出荷が好調であったことなどを主要因としてパソコン版の売上が底固く推移しました。また、モバイル版につきましては、1つのシリアルIDでWindows、iOS、AndroidTMの3つのOSでご利用いただける「i-フィルター[®] for マルチデバイス」の直販が好調に推移し、売上が伸張いたしました。

以上の結果、家庭向け市場の売上高は、359,575千円（前年同期比105.0%）となりました。

当連結会計年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の売上高

	企業向け市場	公共向け市場	家庭向け市場	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
29年3月期	2,573	2,125	359	5,058
28年3月期	2,240	1,418	342	4,000

（百万円未満切捨）

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて、854,961千円増加し、3,298,836千円となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益1,802,995千円及び減価償却費523,239千円の計上等により、2,012,282千円の収入（前連結会計年度末は1,027,287千円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得等により、671,798千円の支出（前連結会計年度末は441,185千円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出、配当金の支払等により、503,262千円の支出（前連結会計年度末は187,807千円の支出）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比 (%)
企業向け市場 (千円)	2,398,652	114.1
公共向け市場 (千円)	2,074,591	148.2
家庭向け市場 (千円)	360,216	105.9
合計 (千円)	4,833,459	125.8

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
3 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比 (%)
企業向け市場 (千円)	2,573,918	114.9
公共向け市場 (千円)	2,125,191	149.9
家庭向け市場 (千円)	359,575	105.0
合計 (千円)	5,058,685	126.4

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2 輸出販売高はありません。
3 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。
4 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ソフトバンク コマース&サービス株式会社	862,694	21.6	1,097,654	21.7
ダイワボウ情報システム株式会社	621,715	15.5	857,164	16.9
株式会社P F U	269,684	6.7	548,652	10.8

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは、「より便利な、より快適な、より安全なインターネットライフに貢献していく」ことを企業理念として、人類の大きな財産であるインターネットというツールが本来持っている有益な側面をポジティブに使いこなすためのソフトウェアを提供してまいりました。

企業・公共向けでは、創業当初より企業・組織内における情報セキュリティソリューションの提供に注力してまいりました。昨今、特定の企業や国家機関を狙ったサイバー攻撃、シャドーIT問題、組織内部関係者による個人情報の漏洩など、企業・組織が直面するリスクは巧妙化・高度化・複雑化しており、従来型の「外部からの攻撃」に対するセキュリティ対策から、「内部からの情報漏洩」に対するセキュリティ対策へのシフトが加速いたしました。

一方で、クラウドコンピューティング、IoT、AIなどITの活用はますます拡大しており、新たな脅威に対するセキュリティ対策製品が求められております。このような状況を受け、当社グループの強みである企業・組織内からの情報漏洩対策技術を活かしながら、標的型攻撃に代表される外部からの攻撃に対するセキュリティソリューションを提供してまいります。

また家庭向けでは、スマートフォンやタブレット端末の普及が青少年まで進む中、残虐動画を引用したサイトや画像の拡散など、インターネット利用に関するリスクは増大しており、家庭内でのITリテラシー教育の在り方がより重要性を増してまいりました。このような状況を踏まえ、当社は青少年や青少年を教育する立場にある教職員及び保護者の皆様に対する啓発活動を通じて、安心かつ安全なインターネットの利用環境づくりに対する意識向上に努めてまいります。

加速するインターネット社会において、インターネット利用者が直面するリスクはますます増大していくものと考えられます。当社グループは誰もが安心してインターネットを活用できる社会を創るため“Made in Japan”ならではの品質を追求しながら、日本はもとよりグローバルな舞台でインターネット社会に貢献してまいります。

① 既存事業の安定的・継続的成長

当社グループは、Webセキュリティ及びメールセキュリティの開発・販売を中心とした主力事業に引き続き経営資源を投下し、製品強化・サービスの向上を図り、安定的・継続的な成長を目指してまいります。

② 海外展開

世界の情報セキュリティ市場における日本のシェアはおよそ10%前後と言われており、多くを海外市場が占めています。今後更に成長が期待できる海外市場の攻略は、当社グループの重要な課題であると考えております。この重要課題に対する取り組みの一環として、当社グループではファイル暗号化・追跡ソリューション「FinalCode」のグローバル展開を主たる目的として、米国子会社のFinalCode, Inc.を中心に、本格的な販売活動を開始いたしました。当面「FinalCode」の拡販に戦略的投資を行い、“日本発グローバル標準製品”を目指してまいります。

③ 新製品開発

IT技術の進歩とインターネットの急速な普及により、インターネットの利活用に関する新たな脅威が日々発生しております。このような環境の中、当社グループでは、将来の市場ニーズを予測し、“世界初”となる新しいソリューションを提供する事が重要であると考えており、市場調査・研究開発に尽力してまいります。

④ 人材の確保と育成

当社グループが中長期的に成長していくためには、優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。そのため当社グループでは、新卒及び中途採用の両面から積極的に優秀な人材の確保を進めております。また、資格取得支援や研修受講支援等、社員が業務に関連した専門知識や業務知識を習得し、成長できる制度を整備しており、引き続き人材育成に努めてまいります。

⑤ 啓発活動

スマートフォンが急速に普及し、社会的な問題が急増する一方で、青少年を指導・育成する立場の大人たちの多くは時代の流れの速さに戸惑い、子どもたちがスマートフォンを利活用することで生じている危険性や問題点を理解できずにいます。そのような問題意識に対処するため、当社グループでは全国各地からのご要望をもとに講演活動を行い、スマートフォンをはじめとしたモバイル端末の正しい知識の習得に役立つ情報提供を行うと共にフィルタリングの重要性を訴求してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの企業活動は、世界または国内における経済環境の変化や市場の成長度合い、その他、当社グループが計画した事業戦略の成否によって、大きく影響を受けることが予想されます。この結果、当社グループの経営成績、財務状況及び株価が当社グループの見込以上に大きく変動する可能性があります。当社グループの業績、財務状況に影響を与え、株価形成の変動要因となるリスク要因は、次の通りです。なお、文中におけるリスク要因と将来に関する記述は、本有価証券報告書提出日（平成29年6月26日）現在において、当社グループが判断したものであります。

(a) 主要な製品の販売を販売代理店に依存していることと、取引先の経営状態の変化によって当社グループが受ける影響について

当社グループ製品の大部分は、販売代理店を経由し利用者へ販売されています。従いまして、主要販売代理店の販売状況や経営環境変化（企業のM&Aや倒産など）によって、当社グループの売上高が大きく変動する可能性があります。また、こうした販売代理店は、当社グループにとって競合となる製品の取り扱いも行っています。当社グループは販売代理店への働きかけにより売上高の拡大に努めておりますが、競合製品の取り扱いが当社グループ製品の取り扱いよりも先行する可能性もあります。

また、当社グループの取引先において、主要取引先の経営状態や環境の変化（企業のM&Aや倒産など）により、当社グループへの債務の支払いが停滞したり、その回収が不可能となった場合、当社グループの財務状況に大きく影響を与える可能性があります。

(b) 当社グループ製品の学校及び自治体などへの販売が国家予算や自治体の政策方針により影響を受けることについて

当社グループ製品の国公立学校や地方自治体などに対する売上高は、本製品の導入先の性質上、国家予算の変動や地方自治体への予算配賦状況、地方自治体における予算の消化状況などによって大きく影響を受ける可能性があります。

(c) インターネットにおける法規制、NPO法人などによる無料サービスの提供、並びにオペレーティングシステムへの無償での組み込みによって受ける影響について

インターネットにおける法規制などが進み、政府やNPO法人によって当社グループの「Webセキュリティ」事業に類する施策や対応が低価格あるいは無償で行われた場合、当社グループにおいて事業及び収益モデルの変更を余儀なくされる可能性があります。

また将来において、当社グループが提供するWebセキュリティソフトまたはそれに類似するものが、コンピューターのオペレーティングシステム（OS）などに無償または非常に低価格で付加され販売される可能性があり、その製品が当社グループの提供するWebセキュリティの機能より劣っている場合でも、利用者がそうした製品を積極的に利用する可能性があります。このような場合には当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(d) セキュリティ事業に特化していることによる影響について

当社グループは、インターネット上の問題あるコンテンツを遮断するセキュリティソフト及びメールセキュリティソフトの開発・販売等を行う「セキュリティ事業」に特化しております。今後、経済環境の悪化その他の要因により、セキュリティ市場の需要が低迷した場合等には、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(e) 当社グループの売上高が特定製品に依存していることによる影響について

当社グループの売上高の大部分は、企業向け、公共向けのWebセキュリティ製品「i-FILTER」が占めております。今後につきましても「i-FILTER」の売上が引き続き第一の収入源になると予測しております。当社グループが開発・販売を行っている「i-FILTER」は、企業向け、公共向けの製品であることから、景気動向の悪化等や国家予算や自治体の政策方針等を要因として販売が低迷した場合には、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(f) 当社グループの売上高における第4四半期の割合が高いことによる影響について

当社グループの四半期における売上高は、第4四半期が他の四半期に比べ高くなる傾向にあります。これは、民間企業及び公共団体において、年度末である3月にIT製品の発注が行われることが多いためです。当社グループでは、この季節変動を考慮した計画策定を行い、当該時期の売上の維持・拡大に努めておりますが、何らかの理由により当該時期の受注を計画通りに獲得できなかった場合や、販売代理店または顧客の都合等により発注が遅れた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(g) 当社発行済株式の特定株主への集中による影響について

平成29年3月31日現在のデジタルアーツ株式会社発行済株式数は14,133,000株（自己株式含む）であり、役員による保有株式数以外の株式数は11,122,923株と比較的少数であるため、国内外の機関投資家による集中的な株式保有がなされた場合、特定株主への株式集中によって株主数が減少し、上場廃止基準へ抵触する可能性があります。また同様に、国内外の機関投資家によって保有株式の短期的かつ集中的な株式売却がなされた場合、株価が大きく変動する可能性があります。

(h) 将来企業、学校、家庭などにおいてインターネットそのものの利用機会が衰退した場合の影響について

「インターネット」は世界的にも急速に発展を遂げ、今やなくてはならない情報インフラストラクチャーであります。現在、当社グループの売上の大部分がこの「インターネット」に関連した製品やサービスによって構成されているため、今後「インターネット」そのものの衰退や当社グループ製品の該当市場となる「企業」、「学校」、「自治体」、「家庭」などにおいて、「インターネット」そのものの利用機会が大きく減少した場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(i) 知的財産（特許等）の保護の限界について

当社グループは、独自に開発した技術やノウハウの保全に対して、国内外にてしかるべき対策を行っておりますが、一部地域において法的制限によって当社グループの知的財産権が完全にまたは限定的にしか保護されない可能性があります。このため、他社が当社グループの技術の分析や研究を実施すること、類似する製品の提供を行うことを完全には防止できない可能性があります。さらに、当社グループは他社の知的財産権や著作権の侵害については細心の注意を払い、製品の販売やサービスの提供を行っておりますが、将来他社から知的財産権や著作権を侵害していると見なされる可能性があります。

(j) 当社グループの技術の陳腐化や技術革新が進行し得なかった場合の影響について

当社グループでは、現在提供している製品やサービスにおける技術や品質向上と将来の新製品、新サービスの提供に向け、開発活動を行っております。しかしながら、将来的に当社グループが提供している製品やサービスの陳腐化や当社グループにおける技術革新が進行しなかった場合、当社グループが提供する製品やサービスが競合他社のそれと比較して競争力を獲得できない可能性があります。このことが将来当社グループの業績や財務状況に対して大きな影響となる可能性があります。

(k) 当社グループが提供する製品のバグや欠陥の発生による影響について

当社グループでは「Webセキュリティソフト」を中心に、多くのソフトウェア製品を開発販売しております。ソフトウェアの開発から販売までの過程において数多くの品質チェックを行い、プログラムの動作確認には万全を期しておりますが、販売時には予期し得なかったソフトウェア特有のバグ（不具合）が販売後確認されることもあります。その場合、当社グループでは速やかに製品のアップデート（修正）プログラムを提供し対応しております。しかしながら、こうしたバグの解決に非常に長期間を有した場合、またはバグの解決に至らなかった場合は、製品の売上の減少や返品によって当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(l) 当社グループが所有する基幹システム（サーバ）のトラブルによってサービスを提供できなくなることによる影響について

当社グループの主要なサービスの大部分は、当社グループが管理するサーバよりURL情報等を提供する形態としております。当社グループではこれらのサーバを最重要基幹システムとして位置付け、サーバの二重化やデータのバックアップ取得による保全策などを実行し、サービスの安定的な提供に努めております。しかしながら、サーバはハードウェアであり予期せぬ動作の停止や誤作動及び重要データ（当社グループサービスの核となるURLデータベース、顧客情報、技術情報など）の喪失などが発生し、サービスの提供を行うことができなくなる可能性があります。

また、サーバを保管している施設の事業の停止によるサービスの停止、当社グループが利用するインターネットサービスプロバイダや回線提供事業者におけるトラブル発生、ハッキングまたは重要データの盗難による情報の流出などによって、当社グループがサービスの提供の中断を余儀なくされた場合も同様です。当社ではプライバシーマークを取得し、情報セキュリティ対策、情報の流出防止等に取り組んでおりますが、これらの事象が発生し、サービスが短期・長期に関わらず停止した場合、当社グループへの信頼が低下する恐れがあり、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(m) 主要な経営陣への依存と、有能な技術者やキーパーソンの確保及び育成について

当社グループの運営は、代表取締役社長である道具登志夫をはじめとする主要な経営陣に大きく依存しております。将来これらの経営陣において、病気やけがによる長期休暇、退職、死亡などの事態が発生した場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。また、当社グループの成長と成功は有能な技術者やキーパーソンに大きく依存しており、これら重要な人材の確保と育成には常に取り組んでおりますが、将来こうした技術者やキーパーソンの確保と育成ができなかった場合は、当社グループの成長、業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(n) 企業の合併と買収、営業権の譲渡や獲得などによる影響について

当社は東京証券取引所市場第1部への公開企業であり、代表取締役社長である道具登志夫が平成29年3月31日現在の発行済株式14,133,000株（自己株式含む）のうち3,007,256株（保有する株式の割合 約21.3%、役員持株会保有分を含む）を保有し筆頭株主となっております。しかしながら、公開企業にとって企業の買収と合併の可能性は否定できず、将来当社グループにおいても企業全体または事業の一部や営業権について、買収、合併及び譲渡される可能性があります。このような場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

また、当社グループが企業買収、合併及び営業権の獲得を行った場合も同様の影響が発生する可能性があります。

(o) 天災、災害、テロ活動、戦争、生物ウィルスなどの発生や停電による影響について

地震や天災といった災害、国内におけるテロ活動、国内外での戦争の発生や悪性インフルエンザに代表される生物ウィルスの蔓延などの予期せぬ事態により、当社グループの業績や事業活動が影響を受ける可能性があります。また、全国的、地域的な停電や入居しているビルの事情によって電力供給が十分得られなかった場合、当社グループの事業活動とサービスの提供が停止し、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、開発部で実施しており、当社製品のユーザビリティ向上のための調査、比較、分析を行い、現製品の改良に向けた検討を図っております。また次期事業のための製品及びサービス提供に向けた技術調査、研究、開発を行い、製品化に向けた活動を実施しております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、9,180千円となっております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度における資産は、主として営業キャッシュ・フローの増加による現預金の増加、販売好調による売掛金の増加等により、前連結会計年度末に比べ1,247,098千円増加し、7,380,958千円となりました。

(負債)

当連結会計年度における負債は、主として未経過保守売上による前受金の増加、未払法人税等の増加等により、前連結会計年度末に比べ618,792千円増加し、2,110,618千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度における純資産は、自己株式の取得による減少要因があったものの、主として親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加により、前連結会計年度末に比べ628,306千円増加し、5,270,339千円となりました。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績の分析は、第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績をご参照ください。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローをご参照ください。

(5) 経営戦略の現状と見通し並びに経営者の問題認識と今後の方針について

これらにつきましては、第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は47,043千円の設備投資を実施いたしました。その内容は、主に各種サービス及び各事業所で使用するサーバ等の情報機器となります。

また、無形固定資産への投資は主にソフトウェア開発のために637,123千円の投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

セグメント情報を記載していないため、当社の主要な設備を示すと次の通りであります。

(1) 提出会社

(平成29年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
		建物		車両運搬具 (千円)	器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
		面積 (㎡)	金額 (千円)				
本社 (東京都千代田区)	管理・開発・ 営業設備	1,596.54 (1,596.54)	29,147	7,080	71,001	107,229	160 (29)

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 建物の欄の()内の数字は、内書きで貸借中のものです。

3 従業員数欄の()書きは、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。

4 その他の事業所として北海道営業所(従業員1名)、東北営業所(同1名)、中部営業所(同5名)、関西営業所(同13名)、中四国営業所(同2名)、九州営業所(同4名)があります。

5 提出会社の本社中には、子会社であるデジタルアーツコンサルティング株式会社に貸与中の建物を含んでおります。

(2) 国内子会社

(平成29年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (名)
			器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
デジタルアーツコンサルティング株式会社	本社 (東京都千代田区)	管理・営業設備	783	783	3

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 デジタルアーツコンサルティング株式会社の建物はすべて提出会社から賃借しているものです。

(3) 在外子会社

(平成29年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (名)
			器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
FinalCode, Inc.	本社 (San Jose, CA, USA)	管理・営業設備	2,515	2,515	3
FinalCode Asia Pacific Pte. Ltd.	本社 (SINGAPORE)	管理・営業設備	389	389	1
FinalCode Europe Limited	本社 (Burnham, UK)	管理・営業設備	133	133	1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
特記すべき事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,036,000
計	45,036,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,133,000	14,133,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	14,133,000	14,133,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

i) 平成19年6月21日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	269個	22個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	26,900株(注)1	2,200株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1,497円(注)1	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年5月29日 至平成29年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,497円(注)1 資本組入額 749円(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 平成25年4月1日付で1株を100株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員(監査役を含む)又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該権利行使にかかる新株予約権付与の日以降、当社又は当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- (4) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 3 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

- 4 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所へラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。

募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ii) 平成20年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	232個	232個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	23,200株(注)1	23,200株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき785円(注)1	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年5月30日 至平成30年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格785円(注)1 資本組入額393円(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 平成25年4月1日付で1株を100株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該権利行使にかかる新株予約権付与の日以降、当社又は当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- (4) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

4 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所へラクロス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。
募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

iii) 平成21年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	133個	133個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	13,300株(注)1	13,300株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき593円(注)1	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年5月26日 至平成31年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 593円(注)1 資本組入額297円(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 平成25年4月1日付で1株を100株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該権利行使にかかる新株予約権付与の日以降、当社又は当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできない。
- (5) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

4 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所へラクロス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。

募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

iv) 平成27年11月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	3,175個	3,143個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	317,500株	314,300株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 2,034円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成39年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,036円 資本組入額 1,018円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権は、新株予約権1個につき200円で有償発行しております。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成29年3月期、平成30年3月期及び平成31年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において当社の営業利益が下記(a)から(c)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。

(a) 営業利益が15億円を超過した場合 行使可能割合：20%

(b) 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(c) 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役および従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 3 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前日である平成27年11月11日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,034円とする。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、次のとおり決定する。

割当日後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次のとおり決定する。
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

V) 平成28年11月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	8,470個	8,422個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	847,000株	842,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 2,639円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成30年7月1日 至 平成40年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,663円 資本組入額 1,332円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,400円で有償発行しております。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、平成30年3月期、平成31年3月期及び平成32年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において当社の営業利益が下記(a)から(c)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。
- (a) 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：20%
- (b) 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：50%
- (c) 営業利益が28億円を超過した場合 行使可能割合：100%
- なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役および従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 3 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前日である平成28年11月9日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,639円とする。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、次のとおり決定する。
割当日後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注) 1	1,404	141,330	15,601	713,590	15,599	700,222
平成25年4月1日 (注) 2	13,991,670	14,133,000	—	713,590	—	700,222

(注) 1 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が1,404株、資本金が15,601千円、資本準備金が15,599千円増加しております。

2 平成25年2月28日開催の取締役会決議により、平成25年4月1日付で普通株式1株に対し100株の割合で株式分割を行っております。この株式分割により、株式数は13,991,670株増加し、発行済株式総数は14,133,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	25	35	30	99	7	5,350	5,546	—
所有株式数(単元)	—	35,302	4,672	10,525	29,292	58	61,459	141,308	2,200
所有株式数の割合(%)	—	24.98	3.31	7.45	20.73	0.04	43.49	100.00	—

(注) 自己株式311,175株は、「個人その他」に3,111単元及び「単元未満株式の状況」に75株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
道具 登志夫	東京都港区	3,007,256	21.28
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,263,200	8.94
DAM株式会社	東京都港区六本木3丁目2番2号	680,000	4.81
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	615,400	4.36
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	471,500	3.34
GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シ ティバンク、エヌ・エイ東京支 店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OLSO 0107 NO (東京都新宿区6丁目27番30号)	343,430	2.43
STATE STREET L ONDON CARE OF STATE STREET B ANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/ C UK LONDON BR ANCH CLIENTS-U NITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	300,000	2.12
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	299,300	2.12
JPMCB: CREDIT S UISSE SECURITI ES EUROPE-JPY 1007760(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	CREDIT SUISSE INTERNATIONAL, ONE CABOT SQUARE, LONDON, E14 4QJ UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	214,856	1.52
BNYM TREATY DT T 10(常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行)	225 LIBERTY STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286, USA(東京都千代田区丸の内2丁目7 番1号)	178,900	1.27
計	—	7,373,842	52.17

- (注) 1 道具登志夫氏の所有株式数には、デジタルアーツ株式会社役員持株会における同氏の持分を含めております。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の信託業務の株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。
- 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の信託業務の株式数は、615,400株であります。
- 4 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の信託業務の株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。
- 5 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)の信託業務の株式数は、299,300株であります。
- 6 上記の他、自己株式311,175株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.20%)を所有しております。
- 7 平成29年3月31日現在において所有株式数を確認できない大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。
- (1) JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から、平成28年7月6日付で、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社、JPモルガン証券株式会社及びジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(J.P.Morgan Clearing Corp.)を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)が提出されております。

すが、当社として平成29年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	527,300	3.73
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	19,300	0.14
ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション (J.P.Morgan Clearing Corp.)	アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン フォー・チェース・メトロ・ テック・センター	30,000	0.21
計	—	576,600	4.08

(2) インベスコ・アセット・マネジメント株式会社から、平成28年12月21日付で、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びInvesco Asset Management Limitedを共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、当社として平成29年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	459,800	3.25
Invesco Asset Management Limited	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	132,600	0.94
計	—	592,400	4.19

(3) みずほ証券株式会社から、平成29年1月11日付で、みずほ証券株式会社及びアセットマネジメントOne株式会社を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、当社として平成29年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	18,500	0.13
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1,170,900	8.28
計	—	1,189,400	8.42

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 311,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,819,700	138,197	—
単元未満株式	普通株式 2,200	—	—
発行済株式総数	14,133,000	—	—
総株主の議決権	—	138,197	—

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
デジタルアーツ株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	311,100	—	311,100	2.20
計	—	311,100	—	311,100	2.20

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

i) (平成19年6月21日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成19年6月21日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役(3名)、従業員(73名) 子会社従業員(2名)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 1 平成19年6月21日開催の定時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所へラクス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

ii) (平成20年6月24日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役(3名)、従業員(90名) 子会社従業員(1名)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上、(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注)2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 1 募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

iii) (平成21年6月24日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役（3名）、従業員（80名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 1 募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

iv) (平成27年11月12日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して公正価格にて有償にて新株予約権を発行することを、平成27年11月12日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年11月12日
付与対象者の区分及び人数	取締役（4名）、従業員（151名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 1 割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前日である平成27年11月11日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,034円とする。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

v) (平成28年11月10日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して公正価格にて有償にて新株予約権を発行することを、平成28年11月10日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年11月10日
付与対象者の区分及び人数	取締役（3名）、従業員（96名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

- (注) 1 割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前日である平成28年11月9日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,639円とする。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年12月9日)での決議状況 (取得期間 平成28年12月12日～平成28年12月28日)	150,000	300,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	118,100	299,817,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	75	229,125
当期間における取得自己株式	66	190,608

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注)	8,800	6,893,165	24,700	32,597,191
保有自己株式数	311,175	—	286,541	—

(注) 当事業年度及び当期間のその他は、新株予約権の権利行使であります。

3【配当政策】

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題のひとつとして位置づけております。このような観点から剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本として、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案して、連結配当性向30%以上を目標に実施してまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後の成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発等に活用してまいります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、次期の年間剰余金配当額は1株当たり28円（うち中間配当額14円）を予定いたしております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成28年10月27日 取締役会決議	139,366	10
平成29年6月23日 定時株主総会決議	193,505	14

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高（円）	82,200 ※810	1,795	1,342	2,514	3,450
最低（円）	32,900 ※769	673	734	1,168	2,120

(注) 1 最高・最低株価は、平成25年3月14日以前は東京証券取引所（市場第二部）、平成25年3月15日以降は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

2 ※印は、株式分割（平成25年4月1日、1株→100株）による権利落後の株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高（円）	2,960	2,923	2,695	3,010	3,450	3,410
最低（円）	2,530	2,372	2,297	2,646	2,934	2,974

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性7名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	営業部長 兼 マーケティング部長 兼 経営企画部 長	道具 登志夫	昭和43年2月17日生	平成9年10月 当社 代表取締役社長就任 平成15年10月 経営企画本部長 平成17年3月 株式会社アイキューエス 取締役 平成17年11月 同社 代表取締役社長(現任) 平成18年12月 DAM株式会社 代表取締役社長(現任) 平成23年4月 Digital Arts America, Inc. Director, President & CEO(現任) 平成24年6月 Digital Arts Investment, Inc. Director(現任) 平成25年5月 ポルキャスト・ジャパン株式会社 代表取締役社長 平成25年10月 DA株式会社 代表取締役社長(現任) 平成25年10月 DM株式会社 代表取締役社長(現任) 平成26年4月 FinalCode, Inc. Director President & CEO 平成26年11月 当社 代表取締役社長 兼 営業部長 平成27年1月 FinalCode, Inc. Director(現任) 平成27年4月 当社 代表取締役社長 兼 営業部長 兼 FinalCodeビジネス部長 平成27年11月 Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.(現 FinalCode Asia Pacific Pte. Ltd.) Director(現任) 平成28年4月 当社 代表取締役社長 兼 営業部長 平成28年4月 デジタルアーツコンサルティング 株式会社 代表取締役会長(現任) 平成28年9月 FinalCode Europe Limited Director (現任) 平成29年4月 当社 代表取締役社長 兼 営業部長 兼 マーケティング部長 兼 経営企 画部長 (現任)	(注) 2	3,007,256
取締役	新規開発部 長	高橋 則行	昭和47年11月20日生	平成10年9月 当社入社 開発部 平成12年3月 取締役開発部長 平成12年7月 取締役開発本部長 平成17年11月 株式会社アイキューエス 取締役 (現任) 平成18年11月 当社 取締役CTO(最高技術責任者) 平成19年10月 取締役CTO(最高技術責任者) 兼 開発部長 平成20年10月 取締役COO(最高執行責任者) 兼 開発部長 平成24年4月 取締役COO(最高執行責任者) 兼 研究開発担当部長 平成24年6月 Digital Arts Investment, Inc. Director(現任) 平成24年10月 当社 取締役COO(最高執行責任者) 兼 研究開発部長 平成25年4月 取締役CTO(最高技術責任者) 兼 研究開発部長 平成25年5月 LinkBlue合同会社 代表社員(現任) 平成26年4月 当社 取締役CTO(最高技術責任者) 兼 開発部長 平成29年4月 取締役新規開発部長 (現任)	(注) 2	463

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	管理部長	赤澤 栄信	昭和50年9月12日生	平成11年4月 日本生命保険相互会社 入社 平成16年12月 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成26年7月 当社入社 管理部長 平成27年6月 取締役 管理部長 平成27年11月 Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.(現 FinalCode Asia Pacific Pte. Ltd.) Director (現任) 平成28年4月 デジタルアーツコンサルティング株式会社 取締役(現任) 平成28年9月 FinalCode Europe Limited Director (現任) 平成29年1月 当社 取締役管理部長 兼 経営企画部長 平成29年4月 取締役管理部長 (現任) 平成29年4月 FinalCode, Inc. Director (現任)	(注) 2	243
取締役	開発部長	松本 卓也	昭和51年11月4日生	平成11年4月 株式会社コマス入社 平成15年4月 当社入社 開発部 平成26年4月 開発部担当部長 平成28年10月 開発部長 平成29年6月 取締役開発部長 (現任)	(注) 2	—
取締役(監査等委員)	—	若井 修治	昭和11年4月8日生	昭和34年4月 東京電機化学工業株式会社(現 TDK株式会社)入社 昭和62年12月 TDKコア株式会社(現 クリエイティブ・コア株式会社)代表取締役社長 平成9年6月 TDK株式会社 監査役 平成12年6月 当社 監査役 平成17年3月 株式会社アイキューエス 監査役(現任) 平成28年4月 デジタルアーツコンサルティング株式会社 監査役(現任) 平成28年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	2,053
取締役(監査等委員)	—	窪川 秀一	昭和28年2月20日生	昭和51年11月 監査法人中央会計事務所入所(現 あらた監査法人) 昭和61年7月 窪川公認会計士事務所(現 四谷パートナーズ会計事務所)開設代表(現任) 平成元年2月 ソフトバンクグループ株式会社 社外監査役(現任) 平成12年3月 当社 社外監査役 平成16年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 社外監査役 平成17年6月 共立印刷株式会社 社外監査役(現任) 平成18年6月 株式会社ばど 社外監査役(現任) 平成28年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	31

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員)	—	上杉 昌隆	昭和40年7月31日生	平成7年4月 江守・川森・渥美法律事務所入所 平成11年4月 上杉法律事務所開設 所長 平成12年9月 アムレック法律会計事務所 (霞が関法律会計事務所) パートナー弁護士 平成15年6月 当社 社外監査役 平成25年12月 株式会社セレス 社外監査役(現任) 平成26年12月 株式会社Aiming 社外監査役(現任) 平成27年3月 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー(現任) 平成28年3月 株式会社フルキャストホールディ ングス 取締役(監査等委員)(現任) 平成28年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	31
計						3,010,077

- (注) 1 監査等委員である取締役 窪川秀一、上杉昌隆は、社外取締役であります。
- 2 平成29年6月23日開催の定時株主総会終結のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 3 平成28年6月24日開催の定時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 4 所有持株数については、デジタルアーツ株式会社役員持株会における持分を含めております。
- 5 平成28年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
- 6 当社は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
佐々木 公明	昭和41年3月15日生	平成11年8月 東京銀座法律事務所 パートナー弁護士 平成15年5月 アムレック法律会計事務所(霞が関法律会計事務所) パートナー弁護士 平成16年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 社外監査役 平成17年4月 財団法人短期大学基準協会 (現 一般財団法人短期大学基準協会) 理事(現任) 平成27年3月 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー(現任) 平成28年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 社外取締役(現任)	—

- 7 取締役 大垣憲之は平成29年1月31日をもって辞任しました。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

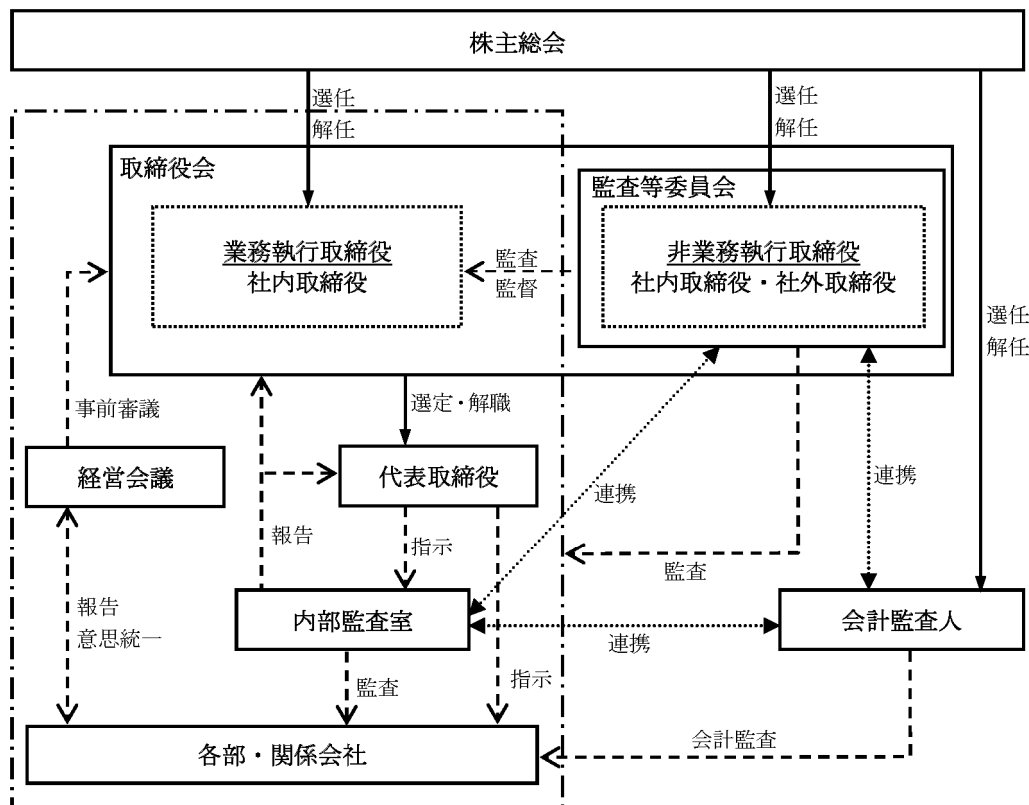
当社におけるコーポレート・ガバナンスの考え方は、「迅速な意思決定とそれに付随する役割と責任の明確化」、「社内・社外の両面からの客観的なチェック体制の維持」及び「タイムリーかつ公平なディスクロージャーの徹底」であり、今後もこうした姿勢の維持・強化に努めてまいります。

当社は、平成28年6月24日開催の第21期定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置し、財務、法律、経営等のいずれの分野でも専門的な知見を有する社外取締役を含む監査等委員である取締役が、適法性監査だけでなく妥当性監査を行います。

取締役会は、代表取締役1名、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名及び監査等委員である取締役3名の計7名（提出日現在）で構成され、原則として毎月1回開催し、経営の根幹に関わる重要な事項の意思決定を行っております。また、取締役会の前置機関として、代表取締役、取締役、常勤監査等委員である取締役及び各部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、取締役会の事前審議またその意思決定を踏まえた各経営戦略を決定してまいります。

あわせて、各部長課長以上のメンバーで構成する経営報告連絡会議を毎週1回開催し、各部門の業務進捗状況に関する報告と意思統一を図っております。これら会議体によって、各自の役割と責任を明確にし、取締役会での意思決定の具現化を図っております。あわせて、それぞれの業務の明確化と相互牽制を行うべく機能別に部を設立しコーポレート・ガバナンスの維持を行っております。

当社グループの経営組織とコーポレート・ガバナンスを維持するための概要は次図の通りです。



(注) 経営会議は、経営報告連絡会議を含みます。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的方針である「迅速な意思決定とそれに付随する役割と責任の明確化」に関しては、機能別に設立した各部により、それぞれの業務の明確化と相互牽制がなされており、経営の根幹に関わる重要な事項を定例取締役会で討議することに加えて、臨時に発生する各種開示事項や諸施策に関しても取締役会を適時開催し、迅速な意思決定を可能としております。

「社内・社外の両面からの客観的なチェック体制の維持」における社外のチェックという観点からは、常勤監査等委員である取締役が各種会議体に出席するほか、他の日常業務における重要書類の閲覧等に関する事項や取締役・従業員からの聴取事項に関する報告を原則として毎月開催される監査等委員会において2名の監査等委員である社外取締役に詳細に報告しております。2名の社外取締役は、それぞれが公認会計士及び税理士、弁護士

の有資格者であり、独立したそれぞれの専門分野の立場から経営の意思決定に対する厳格なチェックを実施しております。

当社は、社外取締役による独立・公正な立場で取締役の重要な業務執行に対する有効性及び効率性の検証を行う等客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えております。

ハ. 業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、法令遵守に係る規程を整備し、教育や内部通報制度の実施等を行い、問題発生時には当社の取締役会及び監査等委員会に報告される体制整備を行う。
- (2) 当社は、原則として毎月1回、必要があるときは随時取締役会を開催することとし、取締役会において当社グループの重要な職務の執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役及び使用人が法令、定款、各種規程及び定められた業務プロセス等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、内部統制システムの充実を図る。
- (3) 当社は、内部監査部門を設置し、内部監査を通じた内部統制体制を構築する。内部監査部門は、当社グループの経営管理及び業務活動全般を対象とする内部監査を定期的実施し、法令、定款、各種規程及び定められた業務プロセス等の遵守状況を評価及び検証し、当社の取締役会及び監査等委員会に適時報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を、文書管理規程に基づいて、文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行う。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (2) 当社は、内部監査の実効性を確保するため、取締役の職務の執行に係る重要書類（電磁的媒体を含む）の管理方法及び保存期間を定める規程を整備し、当該規程に基づいて保存及び管理を行う。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループの損失の危険（リスク）の管理に関する体制を整備するため、当社グループのリスク管理に関する規程等の整備並びに取締役及び使用人への当該規程の周知を行う。
- (2) 当社は、内部監査部門を設置し、内部監査部門は、定期的に当社グループの業務監査の監査項目及び監査方法の妥当性を検討し、必要があれば監査項目及び監査方法の改定を行う。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループは、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、年度ごとに事業計画を策定し、その進捗を月次の業績評価により検証する。
- (2) 取締役の通常の職務の執行については、職務権限規程及び業務分掌規程に基づいて、取締役会から使用人に権限の委譲を行い、効率的な職務の執行に当たる。

5. 当社グループの取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社は、内部監査規程に基づいて、当社内部監査部門による当社各部門及び子会社に対する内部監査を実施し、当社グループにおける内部統制システムを確立し、当社各部門及び子会社におけるリスクの内容、頻度、当社への影響等について適時、当社取締役会及び監査等委員会に報告を行う。
- (2) 当社は、グループ各社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について、定期的に当社に報告することを義務づける。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置について、監査等委員会から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会が指示した業務については、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取する。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役は、監査等委員の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況の報告を行う。

- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。
- (3) 当社グループの内部通報制度の担当部門は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員に対して報告を行う。

9. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

10. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の遂行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づいて費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査等委員による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人は必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。

12. 反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

② 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社の内部監査及び監査等委員会監査の組織は、内部監査人2名と監査等委員3名で構成されております。

内部監査につきましては、独立した組織として内部監査室を設置しております。内部監査にあたっては会計監査人及び監査等委員と連携し、意見交換をしたうえで年度計画を策定し、監査を実施することとしております。監査結果については報告書を作成し、逐次代表取締役に報告するほか、監査等委員へも報告することとしております。

常勤監査等委員若井修治氏は、TDK株式会社において長年経理財務業務に携った経験をもっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員窪川秀一氏は公認会計士及び税理士、監査等委員上杉昌隆氏は弁護士であります。

③ 会計監査の状況

当社グループは、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査業務について、三優監査法人と監査契約を締結しております。会計監査業務を執行した公認会計士は、岩田亘人、熊谷康司の2氏であり、当該業務に係る補助者は、公認会計士4名、公認会計士試験合格者4名を主たる構成員としております。

④ 社外取締役

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役である窪川秀一は、当事業年度末時点で当社株式31株を保有しておりますが、当社との間にその他の特別な利害関係はありません。また、同氏は四谷パートナーズ会計事務所の代表であります。当社と四谷パートナーズ会計事務所との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役である上杉昌隆は、当事業年度末時点で当社株式31株を保有しておりますが、当社との間にその他の特別な利害関係はありません。また、同氏は桜田通り総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と桜田通り総合法律事務所との間に特別な利害関係はありません。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、社外取締役を選任しております。社外取締役に關して、独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。社外取締役は、独立性の高い立場から保有する専門的見地に基づき取締役の業務執行の適法性、適正性を監査する機能を有しております。

社外取締役は常勤監査等委員である取締役とともに、内部監査人が定期的実施する内部監査結果の内、重要な事象・リスク要因については、詳細な報告を受けることとしております。

また、四半期決算及び本決算に関わる会計監査人監査において、監査等委員会が業務を執行した公認会計士及び監査業務に関わる補助者から監査状況における詳細な報告を受けることとしております。内部監査人は、必要に応じて取締役会を通じて社外取締役に対して内部統制等の状況について報告しております。なお、窪川秀一氏、上杉昌隆氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

⑤ 役員報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとに報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	41,733	41,733	—	4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	6,000	6,000	—	1
監査役（社外監査役を除く。）	1,000	1,000	—	1
社外役員	5,800	5,800	—	2

(注) 当社は、平成28年6月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額 (千円)	対象となる役員の員数 (人)	内 容
49,027	4	業務の対価としての給与であります。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（提出日現在）

I. 取締役（監査等委員である取締役を除く）

基本報酬については、取締役会により決定しております。

株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定しております。

報酬限度額は、平成28年6月24日の株主総会決議により年額300,000千円と定めております。

II. 取締役（監査等委員である取締役）

基本報酬については、監査等委員会の協議により決定しております。

基本報酬は、職務や権限を考慮し業績との連動を行わず定額報酬のみとし、その報酬限度額は、平成28年6月24日の株主総会決議により年額100,000千円と定めております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨を定款に定めております。（当事業年度末現在）

なお、平成28年6月24日開催の第21回定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）は6名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする旨の定款変更を行っております。

⑦ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、当社は取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

また、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

⑧ 自己株式の取得決議機関

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑨ 中間配当金

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑩ 責任限定契約の内容と概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑪ 取締役の責任免除

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるため、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む）の責任について、取締役会の決議によって、法令の定める限度において免除することができる旨を定款で定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑬ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,500	—	19,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	19,500	—	19,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はございません。

(当連結会計年度)

該当事項はございません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はございません。

(当連結会計年度)

該当事項はございません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針としましては、監査業務のみを依頼しており監査報酬はその監査日数、当社の事業規模・業務の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表の適正性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めております。

また、同基準機構の行うセミナー等に積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,942,965	3,898,836
売掛金	1,081,626	1,296,271
有価証券	100,909	—
製品	413	528
繰延税金資産	73,813	87,921
その他	62,884	91,449
流動資産合計	4,262,613	5,375,007
固定資産		
有形固定資産		
建物	124,367	126,933
減価償却累計額	△80,277	△87,874
建物(純額)	44,090	39,058
車両運搬具	15,977	15,977
減価償却累計額	△5,362	△8,897
車両運搬具(純額)	10,614	7,080
工具、器具及び備品	294,391	304,932
減価償却累計額	△221,838	△225,744
工具、器具及び備品(純額)	72,552	79,187
有形固定資産合計	127,257	125,326
無形固定資産		
ソフトウェア	821,395	893,870
その他	174,131	262,408
無形固定資産合計	995,526	1,156,279
投資その他の資産		
投資有価証券	404,099	403,724
繰延税金資産	48,356	31,070
関係会社株式	※1 56,769	※1 32,788
その他	239,237	256,761
投資その他の資産合計	748,462	724,344
固定資産合計	1,871,246	2,005,950
資産合計	6,133,859	7,380,958

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,844	18,068
未払法人税等	283,949	475,013
賞与引当金	109,975	165,759
前受金	721,033	1,017,071
その他	327,288	390,122
流動負債合計	1,448,091	2,066,035
固定負債		
資産除去債務	43,089	43,937
その他	645	645
固定負債合計	43,734	44,582
負債合計	1,491,826	2,110,618
純資産の部		
株主資本		
資本金	713,590	713,590
資本剰余金	766,234	778,435
利益剰余金	3,220,233	4,098,920
自己株式	△117,511	△410,665
株主資本合計	4,582,547	5,180,280
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,208	3,830
その他の包括利益累計額合計	1,208	3,830
新株予約権	58,278	81,152
非支配株主持分	—	5,075
純資産合計	4,642,033	5,270,339
負債純資産合計	6,133,859	7,380,958

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	4,000,620	5,058,685
売上原価	926,094	1,007,151
売上総利益	3,074,526	4,051,533
販売費及び一般管理費	※1,※2 2,067,600	※1,※2 2,227,284
営業利益	1,006,925	1,824,248
営業外収益		
受取利息	1,366	1,206
受取手数料	170	200
未払配当金除斥益	3,367	1,178
保険解約返戻金	1,836	—
雑収入	1,084	247
営業外収益合計	7,826	2,833
営業外費用		
支払利息	8	—
為替差損	20,432	14,299
雑損失	—	1,503
営業外費用合計	20,440	15,803
経常利益	994,311	1,811,279
特別利益		
新株予約権戻入益	3,701	318
固定資産売却益	※3 2,638	—
特別利益合計	6,340	318
特別損失		
固定資産除却損	※4 1,960	※4 1,902
ゴルフ会員権評価損	—	6,700
特別損失合計	1,960	8,602
税金等調整前当期純利益	998,691	1,802,995
法人税、住民税及び事業税	447,392	674,697
法人税等調整額	5,314	3,178
法人税等合計	452,707	677,875
当期純利益	545,983	1,125,119
非支配株主に帰属する当期純利益	—	75
親会社株主に帰属する当期純利益	545,983	1,125,043

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	545,983	1,125,119
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△9,295	2,622
その他の包括利益合計	※1 △9,295	※1 2,622
包括利益	536,688	1,127,741
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	536,688	1,127,666
非支配株主に係る包括利益	-	75

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	713,590	735,847	2,896,517	△143,017	4,202,938	10,504	10,504	84,477	—	4,297,919
当期変動額										
剰余金の配当			△222,267		△222,267					△222,267
親会社株主に帰属する当期純利益			545,983		545,983					545,983
連結範囲の変動					—					—
自己株式の処分		30,387		25,505	55,892					55,892
自己株式の取得					—					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△9,295	△9,295	△26,199		△35,495
当期変動額合計	—	30,387	323,716	25,505	379,608	△9,295	△9,295	△26,199	—	344,113
当期末残高	713,590	766,234	3,220,233	△117,511	4,582,547	1,208	1,208	58,278	—	4,642,033

当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	713,590	766,234	3,220,233	△117,511	4,582,547	1,208	1,208	58,278	—	4,642,033
当期変動額										
剰余金の配当			△250,815		△250,815					△250,815
親会社株主に帰属する当期純利益			1,125,043		1,125,043					1,125,043
連結範囲の変動			4,458		4,458					4,458
自己株式の処分		12,200		6,893	19,093					19,093
自己株式の取得				△300,046	△300,046					△300,046
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						2,622	2,622	22,874	5,075	30,572
当期変動額合計	—	12,200	878,687	△293,153	597,733	2,622	2,622	22,874	5,075	628,306
当期末残高	713,590	778,435	4,098,920	△410,665	5,180,280	3,830	3,830	81,152	5,075	5,270,339

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	998,691	1,802,995
減価償却費	503,666	523,239
ゴルフ会員権評価損	—	6,700
賞与引当金の増減額(△は減少)	13,232	55,633
受取利息	△1,366	△1,206
為替差損益(△は益)	21,161	14,652
支払利息	8	—
新株予約権戻入益	△3,701	△318
固定資産除却損	1,960	1,902
売上債権の増減額(△は増加)	△104,461	79,157
たな卸資産の増減額(△は増加)	△231	1,111
仕入債務の増減額(△は減少)	2,124	12,219
未払金の増減額(△は減少)	30,694	△9,464
その他の流動資産の増減額(△は増加)	11,679	△50,105
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△35,144	54,398
その他	△1,764	26,395
小計	1,436,548	2,517,311
利息及び配当金の受取額	1,320	1,547
利息の支払額	△8	—
法人税等の支払額	△437,901	△506,577
法人税等の還付額	27,328	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,027,287	2,012,282
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(△は増加)	300,024	—
有形固定資産の取得による支出	△59,025	△44,948
無形固定資産の取得による支出	△515,161	△619,540
投資有価証券の取得による支出	△104,796	—
保険積立金の積立による支出	△50,008	△109
その他	△12,217	△7,199
投資活動によるキャッシュ・フロー	△441,185	△671,798
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の処分による収入	32,695	10,936
自己株式の取得による支出	—	△300,796
新株予約権の発行による収入	700	31,350
非支配株主からの払込みによる収入	—	5,000
配当金の支払額	△221,202	△249,753
財務活動によるキャッシュ・フロー	△187,807	△503,262
現金及び現金同等物に係る換算差額	△28,799	△9,742
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	369,494	827,478
現金及び現金同等物の期首残高	2,074,381	2,443,875
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	—	27,482
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,443,875	※1 3,298,836

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

株式会社アイキューエス

デジタルアーツコンサルティング株式会社

FinalCode, Inc.

FinalCode Asia Pacific Pte. Ltd.

FinalCode Europe Limited

上記のうち、デジタルアーツコンサルティング株式会社については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、重要性が増したFinalCode Europe Limitedを当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

Digital Arts America, Inc.

Digital Arts Investment, Inc.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 1社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

非連結子会社

Digital Arts America, Inc.

Digital Arts Investment, Inc.

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法(利息法)を採用しております。

(ロ) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(ハ) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

(イ) 製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- ロ 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法、また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（または収益）に基づく方法または残存有効期間（３年）によっております。
- ハ 長期前払費用
定額法によっております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- イ 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。
- (6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- イ 消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
関係会社株式	56,769千円	32,788千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
広告宣伝費	271,571千円	309,878千円
給与手当	697,430	728,393
賞与引当金繰入額	65,917	89,989
支払手数料	77,492	96,318

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	3,470千円	9,180千円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
車両運搬具	2,638千円	－千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
工具、器具及び備品	1,960千円	1,466千円
建物	－	436

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△9,295千円	2,622千円
その他の包括利益合計	△9,295千円	2,622千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	14,133,000	—	—	14,133,000
合計	14,133,000	—	—	14,133,000
自己株式				
普通株式(注)	245,600	—	43,800	201,800
合計	245,600	—	43,800	201,800

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少43,800株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	58,278
合計		—	—	—	—	—	58,278

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	124,986	9	平成27年3月31日	平成27年6月25日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	97,281	7	平成27年9月30日	平成27年12月8日

(注) 平成27年3月31日を基準日とする配当金の総額及び1株当たり配当額は、創立20周年記念配当の総額55,549千円、1株当たり4円を含むものであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	111,449	利益剰余金	8	平成28年3月31日	平成28年6月27日

当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	14,133,000	—	—	14,133,000
合計	14,133,000	—	—	14,133,000
自己株式				
普通株式（注）	201,800	118,175	8,800	311,175
合計	201,800	118,175	8,800	311,175

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加118,175株は、自己株式の取得による増加であり、自己株式の株式数の減少8,800株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	70,154
連結子会社	—	—	—	—	—	—	10,998
合計		—	—	—	—	—	81,152

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	111,449	8	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年10月27日 取締役会	普通株式	139,366	10	平成28年9月30日	平成28年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	193,505	利益剰余金	14	平成29年3月31日	平成29年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定 預入期間が3か月を 超える定期預金 有価証券	2,942,965 千円 △600,000 100,909	3,898,836 千円 △600,000 —
現金及び現金同等物	2,443,875	3,298,836

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心として、安全性の高い国債及び高格付けの社債等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

有価証券及び投資有価証券は短期運用の投資信託、公社債であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、当社営業管理課及び管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

短期運用についても、銀行預金や高い格付けのファンドのみを行っており、信用リスクを可能な限り回避しております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループの資金需要を予測しながら資金運用ポートフォリオを決定しており、可能な限り市場リスクを回避しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金計画を作成するなどの方法で、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を折り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,942,965	2,942,965	—
(2) 売掛金	1,081,626	1,081,626	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	404,099	408,430	4,330
その他有価証券	100,909	100,909	—
資産計	4,529,601	4,533,931	4,330
(1) 未払法人税等	283,949	283,949	—
負債計	283,949	283,949	—

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,898,836	3,898,836	—
(2) 売掛金	1,296,271	1,296,271	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	403,724	405,935	2,210
その他有価証券	—	—	—
資産計	5,598,833	5,601,043	2,210
(1) 未払法人税等	475,013	475,013	—
負債計	475,013	475,013	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらのうち、公社債の時価については、取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託については、利回りも預金並みであり短期間で運用成果が分配されることから、時価は帳簿価額と近似するため、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,942,965	—	—	—
売掛金	1,081,626	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債	—	300,000	—	—
(2) 社債	—	—	100,000	—
合計	4,024,592	300,000	100,000	—

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,898,836	—	—	—
売掛金	1,296,271	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債	—	300,000	—	—
(2) 社債	—	—	100,000	—
合計	5,195,108	300,000	100,000	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	299,664	303,150	3,485
	(2) 社債	104,434	105,280	845
	(3) その他	—	—	—
	小計	404,099	408,430	4,330
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		404,099	408,430	4,330

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	299,769	301,980	2,210
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	299,769	301,980	2,210
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	103,955	103,955	△0
	(3) その他	—	—	—
	小計	103,955	103,955	△0
合計		403,724	405,935	2,210

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	100,909	100,909	—
	小計	100,909	100,909	—
合計		100,909	100,909	—

当連結会計年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）及び当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

確定拠出年金への要拠出額は、13,837千円であります。

当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

確定拠出年金への要拠出額は、17,895千円であります。

(ストックオプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
新株予約権戻入益	3,701	318

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成20年 Stock・オプション	平成21年 Stock・オプション
会社名	提出会社	同左
付与対象者の 区分及び人数	取締役3名 従業員73名 子会社従業員2名	取締役3名 従業員90名 子会社従業員1名
株式の種類別のStock ・オプションの数 (注)	普通株式 49,800株	普通株式 99,700株
付与日	平成20年6月12日	平成21年6月12日
権利確定条件	付与日(平成20年6月12日)以降、権利確定日(平成22年5月29日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、以下の時期をもって権利確定日とする。 ①平成22年5月29日に付与数の3分の1 ②平成23年5月29日に付与数の3分の1 ③平成24年5月29日に付与数の3分の1	付与日(平成21年6月12日)以降、権利確定日(平成23年5月30日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、以下の時期をもって権利確定日とする。 ①平成23年5月30日に付与数の3分の1 ②平成24年5月30日に付与数の3分の1 ③平成25年5月30日に付与数の3分の1
対象勤務期間	①平成20年5月28日～平成22年5月29日 付与数の3分の1 ②平成20年5月28日～平成23年5月29日 付与数の3分の1 ③平成20年5月28日～平成24年5月29日 付与数の3分の1 権利確定条件①②③と対応。	①平成21年5月30日～平成23年5月29日 付与数の3分の1 ②平成21年5月30日～平成24年5月29日 付与数の3分の1 ③平成21年5月30日～平成25年5月29日 付与数の3分の1 権利確定条件①②③と対応。
権利行使期間	権利確定日から平成29年6月21日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の役員(監査役を含む)又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。	権利確定日から平成30年6月24日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の役員(監査役を含む)又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。

	平成22年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
会社名	提出会社	同左
付与対象者の 区分及び人数	取締役3名 従業員80名	取締役4名 従業員151名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 99,300株	普通株式 350,100株
付与日	平成22年6月8日	平成27年11月27日
権利確定条件	<p>付与日（平成22年6月8日）以降、権利確定日（平成24年5月26日）まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員（監査役を含む）又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>ただし、以下の時期をもって権利確定日とする。</p> <p>①平成24年5月26日に付与数の3分の1 ②平成25年5月26日に付与数の3分の1 ③平成26年5月26日に付与数の3分の1</p>	<p>付与日（平成27年11月27日）以降、権利確定日（平成29年7月1日）まで提出会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>ただし、平成29年3月期、平成30年3月期及び平成31年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において営業利益が以下の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、各号に掲げる割合の個数を限度として新株予約権を行使できる。</p> <p>①営業利益が15億円を超過した場合 行使可能割合：20% ②営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：50% ③営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：100%</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p>
対象勤務期間	<p>①平成22年5月26日～平成24年5月25日 付与数の3分の1 ②平成22年5月26日～平成25年5月25日 付与数の3分の1 ③平成22年5月26日～平成26年5月25日 付与数の3分の1</p> <p>権利確定条件①②③と対応。</p>	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	<p>権利確定日から平成31年6月24日まで。</p> <p>ただし、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。</p>	<p>権利確定日から平成39年5月31日まで。</p> <p>ただし、権利行使時まで継続して、当社の取締役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。</p>

	平成28年 ストック・オプション
会社名	提出会社
付与対象者の 区分及び人数	取締役3名 従業員96名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 848,000株
付与日	平成28年12月13日
権利確定条件	<p>付与日（平成28年12月13日）以降、権利確定日（平成30年7月1日）まで提出会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>ただし、平成30年3月期、平成31年3月期及び平成32年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において営業利益が以下の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、各号に掲げる割合の個数を限度として新株予約権を行使できる。</p> <p>①営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：20%</p> <p>②営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：50%</p> <p>③営業利益が28億円を超過した場合 行使可能割合：100%</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p>
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	<p>権利確定日から平成40年5月31日まで。</p> <p>ただし、権利行使時まで継続して、当社の取締役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。</p>

(注) 平成25年4月1日付で普通株式1株を100株に分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

①ストック・オプションの数

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	334,300	—
付与	—	—	—	—	848,000
失効	—	—	—	16,800	1,000
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	317,500	847,000
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	33,000	25,200	14,300	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	5,900	2,000	900	—	—
失効	200	—	100	—	—
未行使残	26,900	23,200	13,300	—	—

(注) 平成25年4月1日付で普通株式1株を100株に分割しておりますので、ストック・オプションの数については株式分割後の数値を記載しております。

②単価情報

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,497	785	593	2,034	2,639
行使時平均株価 (円)	2,594	2,638	2,726	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	① 1,105円 ② 1,133円 ③ 1,159円 (注) 1	① 572円 ② 586円 ③ 599円 (注) 1	① 375円 ② 386円 ③ 396円 (注) 1	2円	24円

(注) 1 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況 (1) ストック・オプションの内容の各年度の権利確定条件・対象勤務期間はそれぞれ①②③と対応しております。

2 平成25年4月1日付で普通株式1株を100株に分割しておりますので、単価情報については株式分割後の数値を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積もり方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション
 ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成28年 ストック・オプション
株価 (注) 1	2,639円
株価変動性 (注) 2	65.91%
配当利回り (注) 3	0.57%
無リスク利率(注) 4	△0.021%

- (注) 1 平成28年11月9日の東京証券取引所における終値であります。
 2 満期までの期間(11.5年間)に応じた直近の期間の株価実績に基づき算定しております。
 3 直近の配当実績に基づいております。
 4 満期までの期間に対応する期間に対応する長期国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	18,239千円	23,150千円
賞与引当金	33,927	49,532
未払社会保険料	4,936	6,608
繰越欠損金	3,482	610
その他	14,042	8,402
小計	74,628	88,304
繰延税金負債(流動)		
連結会社間内部取引消去	△814	△383
小計	△814	△383
合計	73,813	87,921
繰延税金資産(固定)		
減価償却費超過額	25,180	1,707
株式報酬費用	9,144	9,144
資産除去債務	8,933	9,791
固定資産未実現利益	27,424	18,285
繰越欠損金	149,096	277,012
ゴルフ会員権評価損	—	2,051
計	219,779	317,993
評価性引当額	△170,133	△277,012
小計	49,646	40,981
繰延税金負債(固定)		
未実現損失	△1,290	△9,910
合計	48,356	31,070
繰延税金資産の純額	122,170	118,992

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.10%	30.85%
(調整)		
住民税均等割	0.79	0.46
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.53	0.24
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.64	—
評価性引当の増減	13.51	5.93
海外子会社との税率差異	△2.30	△1.03
その他	△0.94	1.15
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.33	37.60

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の算定方法

使用見込期間を取得から8～15年と見積り、割引率は、0.12%～1.73%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	42,393千円	43,089千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	526	1,553
時の経過による調整額	430	427
資産除去債務の履行による減少額	△261	△1,132
期末残高	43,089	43,937

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)及び当連結会計年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

当社グループは、セキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しております。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ソフトバンク コマース&サービス株式会社	862,694
ダイワボウ情報システム株式会社	621,715

当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しております。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ソフトバンク コマース&サービス株式会社	1,097,654
ダイワボウ情報システム株式会社	857,164
株式会社PFU	548,652

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）及び当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）及び当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）及び当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	高橋則行	—	—	当社取締役	(被所有) 直接0.0	ストック・オプションの権利行使	ストック・オプションの権利行使	20,687	—	—

- (注) 1. 平成20年6月24日及び平成21年6月24日開催の定時株主総会決議により発行した新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 議決権等の所有（被所有）割合については、発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。

当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	329円03銭	375円07銭
1株当たり当期純利益金額	39円26銭	80円92銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	39円14銭	80円68銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	545,983	1,125,043
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	545,983	1,125,043
普通株式の期中平均株式数(株)	13,905,940	13,903,526
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	44,769	41,035
(うち新株予約権)(株)	44,769	41,035
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 平成27年11月12日決議 潜在株式の数 334,300株	新株予約権 平成27年11月12日決議 潜在株式の数 317,500株 平成28年11月10日決議 潜在株式の数 847,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	916,915	2,420,047	3,518,161	5,058,685
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(千円)	78,964	767,413	1,133,290	1,802,995
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(千円)	13,601	454,595	693,815	1,125,043
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	0.98	32.62	49.81	80.92

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	0.98	31.65	17.18	31.20

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,785,698	3,487,125
売掛金	※ 1,103,318	※ 1,309,948
有価証券	100,909	—
製品	413	528
貯蔵品	1,227	—
前渡金	2,472	73,406
前払費用	57,738	75,756
繰延税金資産	71,146	87,694
その他	※ 111,653	※ 23,758
流動資産合計	4,234,577	5,058,220
固定資産		
有形固定資産		
建物	44,090	39,058
車両運搬具	10,614	7,080
工具、器具及び備品	70,568	75,364
有形固定資産合計	125,273	121,503
無形固定資産		
のれん	70,975	47,323
ソフトウェア	610,431	627,941
ソフトウェア仮勘定	146,448	250,427
電話加入権	190	190
無形固定資産合計	828,046	925,882
投資その他の資産		
投資有価証券	404,099	403,724
関係会社株式	738,065	1,160,643
出資金	10	10
長期前払費用	6,298	23,207
敷金及び保証金	172,008	178,822
繰延税金資産	64,079	22,695
その他	60,875	54,245
投資その他の資産合計	1,445,436	1,843,349
固定資産合計	2,398,756	2,890,736
資産合計	6,633,333	7,948,956

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 58,961	※ 28,872
未払金	※ 201,439	※ 145,472
未払費用	93,476	100,833
未払法人税等	283,769	473,170
未払消費税等	46,481	88,310
前受金	716,517	1,011,998
預り金	15,518	12,573
賞与引当金	109,975	160,558
流動負債合計	1,526,139	2,021,789
固定負債		
資産除去債務	43,089	43,937
その他	645	645
固定負債合計	43,734	44,582
負債合計	1,569,873	2,066,372
純資産の部		
株主資本		
資本金	713,590	713,590
資本剰余金		
資本準備金	700,222	700,222
その他資本剰余金	66,011	78,212
資本剰余金合計	766,234	778,435
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,642,867	4,731,069
利益剰余金合計	3,642,867	4,731,069
自己株式	△117,511	△410,665
株主資本合計	5,005,180	5,812,429
新株予約権	58,278	70,154
純資産合計	5,063,459	5,882,583
負債純資産合計	6,633,333	7,948,956

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	※2 4,018,839	※2 5,104,469
売上原価		
期首製品たな卸高	928	413
当期ネットサービス原価	※2 894,468	※2 1,076,491
合計	895,396	1,076,904
他勘定振替高	※1 1	※1 5
期末製品たな卸高	413	528
製品売上原価	894,981	1,076,370
売上総利益	3,123,858	4,028,099
販売費及び一般管理費	※2, ※3 1,788,784	※2, ※3 1,960,462
営業利益	1,335,073	2,067,636
営業外収益		
受取利息	674	314
有価証券利息	685	891
受取手数料	170	※2 2,600
未払配当金除斥益	3,367	1,178
保険解約返戻金	1,836	—
雑収入	312	118
営業外収益合計	7,045	5,103
営業外費用		
支払利息	8	—
為替差損	13,429	15,816
自己株式取得費用	—	749
雑損失	—	35
営業外費用合計	13,437	16,601
経常利益	1,328,681	2,056,138
特別利益		
固定資産売却益	※4 2,638	—
新株予約権戻入益	3,701	318
特別利益合計	6,340	318
特別損失		
固定資産除却損	※5 1,960	※5 1,902
ゴルフ会員権評価損	—	6,700
子会社株式評価損	58,157	13,200
特別損失合計	60,117	21,802
税引前当期純利益	1,274,904	2,034,654
法人税、住民税及び事業税	447,091	670,800
法人税等調整額	△12,773	24,835
法人税等合計	434,318	695,636
当期純利益	840,586	1,339,017

【ネットサービス原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		86,672	6.6	139,007	8.8
II 労務費	※1	517,015	39.6	696,601	44.1
III 経費	※2	701,956	53.8	745,162	47.1
当期総費用		1,305,644	100.0	1,580,771	100.0
他勘定振替高	※3	411,176		504,280	
当期ネットサービス原価		894,468		1,076,491	

(注)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
※1 労務費の主な内訳は次の通りであります。		※1 労務費の主な内訳は次の通りであります。	
給与手当	322,344千円	給与手当	419,069千円
法定福利費	61,810千円	法定福利費	81,641千円
賞与	47,358千円	賞与	58,431千円
賞与引当金繰入額	42,314千円	賞与引当金繰入額	73,367千円
雑給	37,225千円	雑給	56,208千円
※2 経費の主な内訳は次の通りであります。		※2 経費の主な内訳は次の通りであります。	
外注費	102,079千円	外注費	130,536千円
減価償却費	377,383千円	減価償却費	368,277千円
賃借料	78,028千円	賃借料	91,681千円
※3 他勘定振替高の内訳は次の通りであります。		※3 他勘定振替高の内訳は次の通りであります。	
販売費及び一般管理費	55,986千円	販売費及び一般管理費	57,608千円
固定資産	355,190千円	固定資産	446,672千円
計	411,176千円	計	504,280千円
4 原価計算の方法 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を 採用しております。		4 原価計算の方法 同左	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	713,590	700,222	35,624	735,847	3,024,549	3,024,549	△143,017	4,330,969	84,477	4,415,447
当期変動額										
剰余金の配当					△222,267	△222,267		△222,267		△222,267
当期純利益					840,586	840,586		840,586		840,586
自己株式の処分			30,387	30,387			25,505	55,892		55,892
自己株式の取得								-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									△26,199	△26,199
当期変動額合計	-	-	30,387	30,387	618,318	618,318	25,505	674,211	△26,199	648,011
当期末残高	713,590	700,222	66,011	766,234	3,642,867	3,642,867	△117,511	5,005,180	58,278	5,063,459

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	713,590	700,222	66,011	766,234	3,642,867	3,642,867	△117,511	5,005,180	58,278	5,063,459
当期変動額										
剰余金の配当					△250,815	△250,815		△250,815		△250,815
当期純利益					1,339,017	1,339,017		1,339,017		1,339,017
自己株式の処分			12,200	12,200			6,893	19,093		19,093
自己株式の取得							△300,046	△300,046		△300,046
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									11,875	11,875
当期変動額合計	-	-	12,200	12,200	1,088,202	1,088,202	△293,153	807,248	11,875	819,124
当期末残高	713,590	700,222	78,212	778,435	4,731,069	4,731,069	△410,665	5,812,429	70,154	5,882,583

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（利息法）を採用しております。

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（または収益）に基づく方法または残存有効期間（3年）によっております。また、のれんについては、5年間の均等償却としております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する資産及び負債

※ 区分されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	132,968千円	56,016千円
短期金銭債務	110,733	13,873

(損益計算書関係)

※1 製品他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売費及び一般管理費への振替高	1千円	5千円

※2 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業取引高		
売上高	23,996千円	132,000千円
仕入高	48,632	91,500
業務委託	66,752	29,497
営業取引以外の取引額	—	2,400

※3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12.5%、当事業年度14.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87.5%、当事業年度85.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
広告宣伝費	210,348千円	246,440千円
給与手当	567,909	621,827
賞与引当金繰入額	65,917	89,989
減価償却費	30,470	26,695

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
車両運搬具	2,638千円	—千円

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
工具、器具及び備品	1,960千円	1,466千円
建物	—	436

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は1,160,643千円、前事業年度の貸借対照表計上額は738,065千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	18,239千円	23,150千円
賞与引当金	33,927	49,532
未払社会保険料	4,936	6,608
その他	14,042	8,402
計	71,146	87,694
繰延税金資産(固定)		
減価償却費超過額	2,118	1,707
株式報酬費用	9,144	9,144
資産除去債務	8,723	9,791
ゴルフ会員権評価損	—	2,051
子会社株式評価損	44,092	—
計	64,079	22,695
繰延税金資産の純額	135,225	110,389

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.85
(調整)		
住民税均等割		0.40
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.21
子会社の清算に伴う影響額		2.38
その他		0.35
税効果会計適用後の法人税等の負担率		34.19

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	44,090	6,302	436	10,897	39,058	87,874
車両運搬具	10,614	—	—	3,534	7,080	8,897
工具、器具及び備品	70,568	38,116	1,466	31,853	75,364	222,008
有形固定資産計	125,273	44,419	1,902	46,285	121,503	318,780
無形固定資産						
のれん	70,975	—	—	23,652	47,323	—
ソフトウェア	610,431	366,196	—	348,686	627,941	—
ソフトウェア仮勘定	146,448	466,298	362,320	—	250,427	—
電話加入権	190	—	—	—	190	—
無形固定資産計	828,046	832,495	362,320	372,338	925,882	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	販売用ソフトウェア (i-FILTER)	115,588千円	販売用ソフトウェア (i-フィルター)	17,622千円
	販売用ソフトウェア (D-SPA)	7,365千円	販売用ソフトウェア (m-FILTER)	104,258千円
ソフトウェア仮勘定	販売用ソフトウェア (i-FILTER)	139,584千円	販売用ソフトウェア (i-フィルター)	20,886千円
	販売用ソフトウェア (D-SPA)	3,859千円	販売用ソフトウェア (m-FILTER)	129,788千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

(ソフトウェア仮勘定) 完成によるソフトウェア勘定への振替であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	109,975	160,558	109,975	160,558

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項はありません。
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.daj.jp/ir/stock/notification/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第21期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

四半期会計期間

第22期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月10日関東財務局長に提出。

第22期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月11日関東財務局長に提出。

第22期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年2月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成28年11月10日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成28年12月13日関東財務局長に提出。

平成28年11月10日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月23日

デジタルアーツ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 亘人 ㊞

業務執行社員 公認会計士 熊谷 康司 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、デジタルアーツ株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、デジタルアーツ株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

当社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月23日

デジタルアーツ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 亘人 ㊞

業務執行社員 公認会計士 熊谷 康司 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月26日
【会社名】	デジタルアーツ株式会社
【英訳名】	Digital Arts Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 道具 登志夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長道具登志夫は、当社の第22期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月26日
【会社名】	デジタルアーツ株式会社
【英訳名】	Digital Arts Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 道具 登志夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長道具登志夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の業務・機能・リスクを検討し、さらに各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社の本社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、販売用ソフトウェア及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。